

群馬県立県民健康科学大学の再開に向けたガイドライン

令和2年6月3日

群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の警戒度が2に移行したことに伴い、本学では授業再開に向けたガイドラインを制定しました。内容について十分理解の上、行動してください。

目次

1. 学生生活における留意事項（学生用）
2. 授業実施時の留意事項（教員用）
3. 施設管理上の留意事項
4. 教職員の衛生管理と大学運営上の留意事項

1. 学生生活における留意事項（学生用）

(1) 重点事項

- 「三密」（密閉・密集・密接）の防止。特に、身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- 複数名で密集した会話をしない。
- 手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底する。

(2) 学内生活

ア 共通事項

- ・ 発熱や風邪症状がある場合は登校しない。
- ・ 毎日体温を測り、「健康観察チェックシート」へ記入し、健康管理する。
- ・ 登校する際は、「健康観察チェックシート」を携行する。
- ・ 万一感染した場合に備え、自身の行動（いつ、どこで、誰と）を記録しておく。
- ・ 体温を測り忘れて入構した場合は、事務局で検温する。
- ・ マスクの着用や手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底する。
- ・ 学生同士等の身体的距離（1～2m）の確保を徹底する。
- ・ 学内すべての場所において、複数名で密集して会話をしない。
- ・ サークル等のイベント開催については、慎重に検討する。開催する場合は「三密」への配慮等、徹底した感染防止策を講じる。

イ 学生食堂等学内施設の利用

- ・ 食堂や売店で並ぶ際は、身体的距離（1～2m）を確保する。
- ・ 窓は開けておくなど、頻繁な換気に努める。
- ・ 指定の場所以外での飲食はせず、座席は対面とにならないよう注意する。
- ・ 教室や食堂等のテーブルの位置や椅子の位置を許可なく変更しない。

- ・同じ向きで食事をし、近距離での会話は控える。
- ・エレベーターはできる限り利用しない。

ウ 授業を受けるとき

- ・教員との身体的距離（2 m以上）、学生同士の身体的距離（1～2 m）の確保を徹底する。
- ・定期的な換気（30分に1回程度）を実施（教員の呼びかけに協力）する。
- ・授業中はマスクを着用する。
- ・教室入退出時に手指の消毒を実施する。

（3）学外（自宅を含む）生活

- ・発熱や風邪症状のある場合は外出をしない。
- ・常に「三密」の場所への出入りは避ける。
- ・マスクの着用や手洗い、手指消毒、身体的距離の確保（1～2 m）などの基本的な感染症予防を行う。
- ・公共交通機関を利用する場合は、混雑の時間帯を避け、開閉可能な窓やドアの近くで換気の効果が高い席を利用するなど「三密」の回避に努め、会話は控える。
- ・買い物は混雑時間帯を避け、素早く済ませる。レジに並ぶ際は身体的距離（1～2 m）を確保する。
- ・多人数での外食・会食は避け、オンライン会食や持ち帰りなどを活用する。
- ・地域の感染状況に注意し、感染症が流行している地域への往来は自粛する。

（4）その他

必要に応じ健康相談を実施する。

2. 対面授業実施時の留意事項（教員用）

（1）重点事項

- 教員と学生、学生同士の身体的距離を確保する。
- 感染防止の観点から、学生の着席状況の確認をする。
- 授業開始前に、学生の発熱、風邪症状の有無を確認する。

（2）目的別留意事項

ア 「三密」環境の徹底排除

- ・教員と学生の身体的距離（2 m以上）を確保する。
- ・学生同士の身体的距離（1～2 m）を確保する。
- ・教員は授業前、授業中（30分に1回程度）、授業後に換気を指示し、実行を確認する。
- ・学生に対し行う質問において、発声を伴う回答は、できる限り回避する。
- ・臨地・臨床実習は、実習先病院等のガイドラインに従って行う。学内演習等もこれに準じて行う。

イ 衛生面や健康面の管理徹底

- ・教員は授業開始前に、学生への発熱等体調確認、マスクの着用指示、入室前の手洗い・手指消毒実施の確認を行う。

- ・授業中は、教員、学生ともマスクを着用する。
- ・教室入退出時は、教員、学生とも手指の消毒を実施する。

3. 施設管理上の留意事項

(1) 重点事項

- 大学内各所における人と人の身体的距離を確保する。
- 大学内各所における消毒等衛生対策を徹底する。

(2) 目的別留意事項

ア 「三密」環境の徹底排除

- ・「三密」とならないよう大学内の座席等の配置に配慮し、四方を空けるなど十分な身体的距離を確保する（1～2 m）。また、対面としないようにする。
- ・「三密」防止対策による座席数調整後の教室等の利用可能人数を把握・管理し、円滑な施設利用に配慮する。
- ・密閉空間防止のため、教室等の適切な換気実施について表示し、注意喚起する。
- ・排気窓の開放や換気扇の常時稼働、清掃時の窓の開放により、換気を徹底する。
- ・階段の利用を促し、エレベーターの使用を控えるよう表示により、注意喚起する。やむを得ず使用する場合は、利用者の身体的距離を確保するようエレベーター内にフロアマーカ―を設置するなどして立ち位置を表示する。
- ・図書館カウンターなど利用者が密集しないよう、フロアマーカ―を設置するなどして間隔をあけて整列するよう促す。
- ・対面による感染リスクを低減させるため、対面を避けられない箇所についてビニールカーテン等を設置する。

イ 衛生面や健康面の管理徹底

- ・来訪者に対し、入構時のマスク着用、手指消毒の励行への協力を表示により求める。一定時間構内に留まる要件での来訪については、事前に検温や体調チェックの協力依頼を行う。
- ・施設や教室の入口等に消毒液を設置するとともに、消毒液の補充など管理を徹底する。
- ・机・椅子、テーブル、ドア把手、手摺り、エレベーターのボタン等、人が多く触れる箇所について、消毒を実施する。
- ・指定の場所以外で飲食をしないよう、表示により周知する。
また、座席は対面としないよう配置するとともに、利用者の対面防止について表示により注意喚起する。
- ・ふた付きのゴミ箱を設置する。

ウ その他

- ・施設管理委託業務に従事するスタッフに対し、マスクの着用等感染防止対策の徹底と、大学職員同様の健康管理の徹底を求める。

4. 教職員の衛生管理と大学運営上の留意事項

(1) 重点事項

- 人と人の身体的距離を確保するとともに、換気を徹底する。
- 手洗い・手指消毒等を徹底する。
- 教職員の健康管理を徹底する。

(2) 目的別留意事項

ア 「三密」(密閉・密集・密接)環境の徹底排除

- ・執務室は、定期的に換気する(目安: 2回/時、2方向の窓等を数分間開放)。
- ・十分な身体的距離(1~2m)を確保する。
- ・人が密集する会議については、地域の流行状況等を考慮し、オンライン会議等開催方法を検討する。対面で実施する場合は「三密」への配慮等、徹底した感染防止策を講じる。
- ・分散勤務やテレワークの活用を進める。
- ・イベントの開催については慎重に検討する。開催する場合は「三密」への配慮等、徹底した感染防止策を講じる。
- ・大人数で作業する場合は、身体的距離が確保できる会場で行う。
- ・近距離での会話を避ける。やむを得ない場合はマスクを着用する。
- ・エレベーターはできる限り利用しない。利用する場合は身体的距離を確保する。
- ・移動時は、可能な限り徒歩、自転車・自動車などを利用する。
- ・公共交通機関を利用する場合は、混雑の時間帯を避け、開閉可能な窓やドアの近くで換気の効果が高い席を利用するなど「三密」の回避に配慮する。
- ・大人数での会食は避ける。

イ 衛生面・健康面の管理徹底

- ・毎日体温を測り、「健康観察チェックシート」に記入し、健康管理する。
- ・万一感染した場合に備え、自身の行動(いつ、どこで、誰と)を記録しておく。
- ・発熱や咳、だるさなどの風邪症状がある場合は、原則出勤を控える(病気休暇)。
- ・出勤後、体調が思わしくない場合は速やかに帰宅する。
- ・石けんによる手洗い(15~30秒目安)、咳エチケットを徹底する。
- ・手指消毒用アルコール(70%程度)等による消毒を徹底する。
- ・共用のタオル等を使用しない。
- ・係のエリアごと共用備品やよく触れる箇所(スイッチ、ドアノブ、電話機、蛇口等)の定期的な消毒(次亜塩素酸ナトリウム溶液0.05%目安)を行う。
- ・他の都道府県への出張は自粛する。
- ・必要に応じ健康相談を実施する。

(3) その他

- ・常に最新の情報の入手に努め、適時ガイドラインを改訂する。